

橋本市消防本部公用封筒掲載広告募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、橋本市有料広告事業実施要綱（平成24年橋本市告示第87号。以下「実施要綱」という。）に基づく広告事業として、橋本市消防本部の公用封筒（以下「封筒」という。）への広告の掲載を実施するに当たり、当該広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要項に基づいて募集する広告（以下単に「広告」という。）を掲載する媒体は、封筒とする。

(要項の順守)

第3条 広告掲載希望者は、この要項に定める事項について順守し、及び承諾するものとする。

(掲載広告の基準)

第4条 掲載することができる広告の基準については、実施要綱第3条の規定によるものとする。

(広告に係る詳細事項)

第5条 広告を掲載する封筒の種類及び作成枚数、広告の掲載枠数、掲載位置、掲載寸法及び掲載期間並びに広告の掲載に係る料金（以下「広告料」という。）その他広告の掲載に関する詳細な事項については、別表に定めるとおりとする。

(応募)

第6条 広告の掲載の応募は、橋本市消防本部公用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、橋本市消防本部に提出することにより行うものとする。

2 前項の応募は、市長が指定する期間内に行わなければならない。

3 広告の内容、デザイン等の作成その他応募に要する経費は、広告掲載希望者の負担とする。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前条の規定による応募があったときは、実施要綱第4条第3項及び第5条の規定に基づき、橋本市広告審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経た上で、その広告の掲載の可否を決定する。

(決定の通知)

第8条 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その旨並びに広告の掲載内容及び条件その他必要な事項を、広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により当該広告の掲載の応募を行った広告掲載希望者に通知する。

(決定内容の承諾)

第9条 前条の規定により広告の掲載が可とされた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、同条の規定による広告掲載可否決定通知書に記載された広告の掲載内容及び条件等に係る承諾書（様式第3号）を橋本市消防本部に提出するものとする。

(広告料の納入)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告料を一括して納付するものとする。

(掲載決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 第9条の規定による承諾書の提出がないとき。

- (2) 前条に規定する期日までに広告料の全額の納付がないとき。
 - (3) 虚偽の申告又は記載その他不正の手段により広告の掲載の決定を受けたことが判明したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるほか、広告主の責に帰する理由により当該広告の掲載の決定を取り消す必要があると市長が認めたとき。
 - (5) 広告主の責に帰さない理由によりやむを得ず広告の掲載の決定を取り消さなければならない事情があると市長が特に認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該広告の広告主に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する場合において、当該広告を掲載した封筒が既に作製されているときは、当該広告に係る部分をシールで覆うことその他の適当な処理をした上で、封筒を使用することができるものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第 12 条 広告主は、自己の都合により、封筒への広告の掲載を取り下げることができるものとする。
- 2 広告主は、前項の規定による取下げをするときは、その旨を記載した書面を橋本市消防本部に提出するものとする。
- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定により取下げを行った広告を掲載した封筒について準用する。

(広告料の返還)

- 第 13 条 市長は、第 11 条第 1 項の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき(同項第 5 号に該当する場合によるときを除く。)又は前条第 1 項の規定により広告の掲載が取り下げられたときは、既に納付された広告料を返還しないものとする。
- 2 市長は、第 11 条第 1 項第 5 号に該当することにより広告の掲載の決定を取り消したときは、納付された広告料の全額を、当該広告主に返還するものとする。ただし、利子は付さないものとする。

(広告主の責務)

- 第 14 条 広告主は、その掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、その掲載された広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び財産権その他の権利関係について全て適正に処理されていることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関する苦情、法的請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(雑則)

- 第 15 条 この要項に定めるもののほか、この広告事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要項は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

募集期間	随時、市ホームページにおいて募集するものとする。	
封筒の種類・紙色	長型 3 号・水色 縦 235 ミリメートル×横 120 ミリメートル（以下「長型」と記載）	角型 2 号・水色 縦 332 ミリメートル×横 240 ミリメートル（以下「角型」と記載）
広告枠・掲載位置	4 枠（封筒裏面） ・ 1 枠又は、長型 1 枠と角型 1 枠の 1 セットあたり 1 広告主とする。 ・ 申込みのあったそれぞれの広告の掲載位置は、市が指定する。	4 枠（封筒裏面）
広告の大きさ（1 枠あたり）	長型 縦 4 センチメートル×横 10 センチメートル	角型 縦 10 センチメートル×横 10 センチメートル
原稿・刷色等	・ 原稿は文字及びロゴは可（写真不可）とし、刷色は単色（黒色）とする。 ・ 広告枠と等倍のデザイン原稿用紙とデータ（WARD 及び PDF）を提出する。 ・ 広告枠の左上に縦 8 ミリメートル×横 12 ミリメートルの大きさで広告（枠付き）の文字を市が追加表記する。 ・ 広告原稿に関する一切の責任及び費用は、広告掲載希望者の負担とする。	
封筒作成枚数	長型 3,000 枚	角型 1,500 枚
広告掲載期間	現在使用している封筒が消費された後から広告を掲載した封筒が消費されるまで（概ね 1 年間）	
広告料	1 枠あたり 長型 12,000 円	1 枠あたり 角型 12,000 円
	・ 長型 1 枠と角型 1 枠の 1 セットで広告枠を利用する場合は、広告料を 20,000 円に割引く。 ・ 広告料には、別途消費税及び地方消費税を加算する。	
申込書	・ 橋本市消防本部公用封筒掲載広告募集要項第 6 条の規定による。 ・ 先着順とし、応募件数が広告枠数に達した場合は、受付を終了する。	
広告掲載の審査及び決定通知	橋本市消防本部公用封筒掲載広告募集要項第 7 条及び第 8 条の規定による。	
掲載基準	橋本市有料広告事業実施要綱第 3 条の規定による。	
特記事項	広告スペース欄外に「橋本市は、自主財源の確保と地域経済の活性化を図るために橋本市消防本部公用封筒に有料広告を掲載しています。広告主及び広告内容については、橋本市が推奨等をするものではありません。」の文を掲載する。	

様式第 1 号（第 6 条関係）

橋本市消防本部公用封筒広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）橋本市長

申請者住所

名 称

代表者名

印

電話番号

FAX 番号

橋本市消防本部公用封筒に広告を掲載したいので、橋本市消防本部公用封筒掲載広告募集要項第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1. 公用封筒の種類 長型 3 号 角型 2 号 どちらも

（希望する種類を○で囲んでください。）

2. 広告掲載料 _____ 円（税込）

3. 広告原稿 別添のとおり

4. 申込みににおける承諾事項

- （1）掲載広告は、橋本市有料広告事業実施要綱（平成 24 年橋本市告示第 87 号）第 3 条の各号に該当しないものとします。
- （2）広告の掲載位置については、市の決定に従います。
- （3）広告原稿に関する一切の責任及び費用は、申込者が負うものとします。
- （4）広告掲載料は、指定する期日までに全額納入します。
- （5）市税の収納状況調査に同意します。

広告掲載希望者 あて

市長名

広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、下記のとおり通知します。

記

1. 掲載の可否 可 否
2. 掲載内容等

広 告 掲 載 物 件 名	
掲 載 内 容	別紙広告原稿のとおり
作 成 枚 数	枚
広 告 掲 載 枠	枠
広 告 掲 載 料	円（税込）
広 告 料 納 入 期 限	年 月 日
広告原稿提出期限	年 月 日
広告原稿提出場所	
掲 載 条 件	橋本市有料広告事業実施要綱、橋本市消防本部公用封筒掲載 広告募集要項及び橋本市消防本部公用封筒広告掲載申込書の 承諾事項に従うこと。

年 月 日

承諾書

（あて先）橋本市長

（所在地）
（名 称） ⑩

年 月 日付け（文書番号）で決定通知のありました広告掲載等について、下記のとおり承諾します。

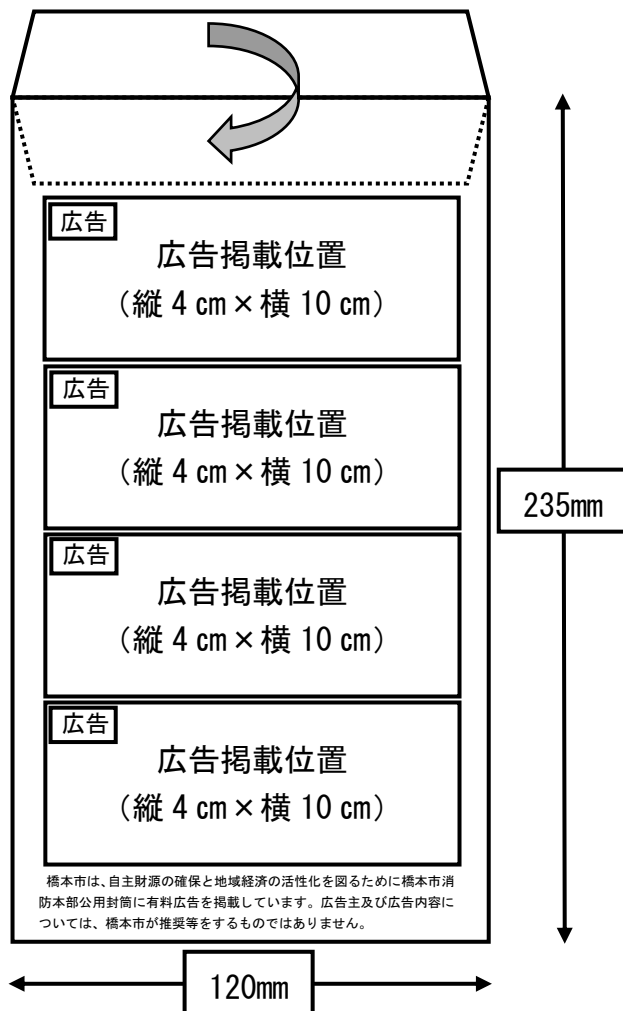
記

広 告 掲 載 物 件 名	
掲 載 内 容	別紙広告原稿のとおり
作 成 枚 数	枚
広 告 掲 載 枠	枠
広 告 掲 載 料	円（税込）
広 告 料 納 入 期 限	年 月 日
広告原稿提出期限	年 月 日
広告原稿提出場所	
掲 載 条 件	橋本市有料広告事業実施要綱、橋本市消防本部公用封筒掲載 広告募集要項及び橋本市消防本部公用封筒広告掲載申込書の 承諾事項に従うこと。

- （注）
- 1 提出された広告の内容（デザイン、字を含む。）を変更したい場合は、事前に承認が必要となります。
 - 2 広告の内容が、掲載等広告としてふさわしくない場合には、内容の変更を依頼することがあります。
 - 3 なお、変更の依頼に従っていただけない場合には、広告掲載等をお断りすることがあります。

イメージ図

長型 3 号（裏面）



角型 2 号（裏面）

